

仕様書

日本貿易振興機構
ビジネス展開支援部

- 1 就業場所 鹿児島貿易情報センター②
- 2 部署業務内容 鹿児島県内企業の海外ビジネス展開にかかる支援
- 3 業務内容 中堅・中小企業が行う海外への事業展開に対する支援業務におけるアシスタント業務
 - (1) 職員等の出張手続き、経理伝票起票
 - (2) 資料作成や報告取りまとめ等指示に基づく業務
 - (3) 外部専門家等が支援企業を訪問する際のアポイント取得等の業務支援
 - (4) 中堅・中小企業等の海外展開支援に携わるセミナー、事業、他の支援機関との連絡・調整、相談に関する補助業務
 - (5) 庶務的業務(電話応対、窓口の受付および簡易な情報提供)

- 募集人数: 1 名
- 出張の有無: 有り(県内・近郊での日帰りでのセミナー等、本部(東京)での研修を想定)
- 残業:

法定内	244	時間程度見込まれる(契約期間内合計)
法定外	244	時間程度見込まれる(契約期間内合計)
- 4 派遣契約期間 2017年4月3日 ~ 2018年3月31日
 - ※本契約終了後の契約更新なし
 - ※個別契約書の契約期間は当初最長3カ月予定。
 - 当初契約期間終了後の個別契約期間については、別途協議のうえ定める。
- 5 勤務時間 9:00 ~ 17:00

(休憩・休日) 休憩:12:00~13:00 休日:土日、祝日、その他ジェトロの定める休日
(勤務曜日) 月火水木金
- 6 派遣元の要件
 - ①全ての競争参加資格を満たし、かつ本案件の業務遂行能力を有する人材の派遣が可能であること。そのための十分な登録者数を有すること
 - ②派遣する人材は、自社からの派遣実績があり、信頼に足る人物であること。自社からの派遣実績が無い場合は、当該人材が全ての必須条件を兼ね備え、かつ本案件の業務遂行能力を有することを客観的に証明すること
 - ③契約期間途中で派遣労働者が交代する場合、代替者を直ちに手配できること
 - ④派遣法第30条に基づいて派遣労働者の労働条件を適切に管理すること。また、福利厚生等の管理が適切に行われていること
 - ⑤トラブルへの対応や苦情処理体制が十分に整備されていること
 - ⑥弊機構の指定する派遣職員のフォローアップ体制が可能なこと(派遣元と派遣職員の面談が月1回程度、面談内容について弊機構への報告は3カ月に1回程度、など)
 - ⑦全ての契約手続き、請求手続きに不備のないこと

7 派遣職員の必須要件

- (1) 社会人としての基礎を身につけていること
 - ・職員(嘱託員・派遣職員含む)と協調して業務を遂行できること
 - ・業務指示者に対し、的確に報告・連絡・相談ができること
 - ・機密情報、個人情報の取り扱いを理解し、適切な対応ができること
 - ・理由の無い欠勤、遅刻がないこと
 - ・周りに不快感を与えない身だしなみであること
 - ・データ取り扱い業務ができること。特に、顧客データの取り扱いに習熟していること
 - ・本業務を遂行する上で健康状態に支障がないこと
 - ・海外ビジネスに関する企業・支援機関等に従事したことがあること。
- (2) 協調性、適応力、責任感、守秘義務遵守等、業務において求められる資質を持ち合わせていること
- (3) データ処理作業について改善提案(効率的なデータ管理をするため)ができること、既存のデータを活用し、効率的なデータ編集作業が円滑にできること
- (4) 迅速かつ正確に作業できること
- (5) 官公庁・企業等での勤務経験が通算して5年以上あることが望ましい

OAスキル:	WORD	簡単な新規文書作成、編集、宛名ラベル差込印刷
	EXCEL	データ入力・編集、表作成、四則演算、オートフィルタ、Look up関数、ピボットテーブル、論理関数
	PowerPoint	既存プレゼン資料の加工・編集
	Access	特に必要なし(簡易な入力程度)
	その他	共有フォルダの整理・整頓等
英語スキル:	レベル	英検2級またはTOEIC650点程度
	使用内容	英文書類、英文WEBの内容確認
	使用頻度	さほど頻度は無い

8 職場の環境

- ①管理職1名 職員1名 非常勤嘱託員2名 派遣職員1名
- ②所長が業務に関する説明、指示を行うが、職員が代わって行う場合もある。

9 その他の要望

-

10 その他

- ①代替人員の確保
派遣労働者が病気などの理由により業務に従事できない場合は、ジェトロの求めに応じて派遣元が責任を持って代替人員の確保を図ること。ただし、業務の継続性及び効率性を確保する観点から、ジェトロは代替人員の派遣を求めない場合がある。
- ②派遣労働者の交代
派遣労働者が就業に当たり、遵守すべき業務処理方法等に従わない場合、又は業務処理の能率が著しく低く派遣目的を達し得ない場合、ジェトロは派遣元にその理由を示し、派遣労働者の交代を要請することができる。
また、派遣元は、派遣元の都合により派遣労働者を交代する場合には、原則として交代する日の30日前までにジェトロに連絡すること。
- ③出張
業務に出張が含まれる場合には、別途、出張に関する協議書を締結することとする。

以 上